

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築基準法施行令の一部改正

一 定期報告を要する建築物は、次に掲げるもの（通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とすること。

1 地階又は三階以上の階を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物

2 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの

3 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

4 三階以上の階を法別表第一（い）欄（三）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物

5 地階又は三階以上の階を法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部

分の床面積の合計が二百平方メートル以上の建築物

(第十六条第一項関係)

二 定期報告を要する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

1 第二百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機（人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

2 防火設備のうち、法第六条第一項第一号に掲げる建築物で一1から5までに掲げるものに設けるもの（通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

(第十六条第三項関係)

三 柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によつて確かめられた場合には、土台の設置を不要とするものとする。

(第四十二条第一項関係)

四 床組及び小屋ばり組の隅角に火打材を使用することに加え、木板その他これに類するものを国土交通

大臣が定める基準に従つて打ち付けることを認めるものとする。 (第四十六条第三項関係)

五 加熱面の裏面に面する室において、国土交通大臣が定める基準に従つた措置が講じられている場合に
あつては、可燃物燃焼温度に代えて、国土交通大臣が別に定める温度以上に上昇しないことを認めるも
のとする。 (第百八条の三第一項第一号関係)

六 不燃性の物品を保管する倉庫等で、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が
発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第百
九条の六第一号に掲げる技術的基準に適合することで足りるものとする。 (第百九条の六関係)

七 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼
を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通
大臣の認定を受けたものをいう。）である階等については、間仕切り壁を小屋裏又は天井裏に達するこ
とを不要とするものとする。 (第百十二条第二項並びに第百十四条第二項及び第三項関係)

八 建築物の二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱等による防火上有害な影響を及ぼさ
ないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分等については

、第五章第二節等の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなすものとする。

(第百十七条第二項、第百二十九条の二の二及び第百三十七条の十四第二号関係)

九 特別避難階段の付室に一定の窓又は排煙設備を設けることに代えて、階段室又は付室の構造を、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

(第百二十三条第三項第二号関係)

十 一定の規模以上の空間で国土交通大臣が定めるものを確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路等であつて、高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合においては、非常用の進入口を不要とするものとする。

(第百二十六条の六第三号関係)

十一 全ての建築物について、避難安全性能を有するものであることの認定を受けることができるものとする。

(第百二十九条第一項及び第百二十九条の二第一項関係)

十二 全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第百二十三条第一項第七号の規定の

適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）」とするものとする事。

（第二百二十九条の二第二項関係）

十三 非常用エレベーターの乗降ロビーに一定の窓又は排煙設備を設けることに代えて、昇降路又は乗降ロビーの構造を、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする事を認めるものとする事。

（第二百二十九条の十三の三第十三項関係）

十四 不燃性の物品を保管する倉庫等で、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあつては、第三百三十六条の二の二第一号に掲げる技術的基準に適合することと足りるものとする事。

（第三百三十六条の二の二関係）

十五 型式適合認定に係る一連の規定に、建築設備に係る規定を除いた規定を追加するものとする事。

（第三百三十六条の二の十一第一号関係）

十六 第三百三十七条の二及び第三百三十七条の十二第一項の対象に、法第二十条第一項第一号に掲げる建築物を追加するものとする。こと。
(第三百三十七条の二及び第三百三十七条の十二第一項関係)

十七 定期報告を要する昇降機等は、第三百三十八条第二項各号に掲げるものとする。こと。

(第三百三十八条の三関係)

十八 法第八十七条の二の規定により確認等を要する建築設備に、小荷物専用昇降機（危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）を追加するものとする。こと。
(第四百四十六条第二号関係)

十九 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第二 地方自治法施行令の一部改正

所要の改正を行うものとする。こと。

第三 その他

1 この政令は、平成二十八年六月一日から施行するものとする。こと。

2 所要の経過措置を定めるものとする。こと。